

令和4年（2022年）12月14日

豊中市教育長  
岩元義継様

豊中市学校教育審議会  
会長 岩崎久志

小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方（素案）について（答申）

令和4年（2022年）3月18日付で諮問された小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方について、本審議会にて審議した結果を別紙のとおり答申します。

記

別紙のとおり。

# 小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方

～小中連携から小中一貫教育へ

(答申)

令和4年(2022年)12月14日

豊中市学校教育審議会



## 目 次

1. はじめに.....	5
2. 小中一貫教育の意義・目的 .....	6
(1) 国の動向 .....	6
(2) 小中一貫教育の教育的意義.....	6
(3) 小中一貫教育の目的.....	7
3. 豊中市でのこれまでの小中一貫教育の取組み .....	7
(1) 学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針の策定 .....	7
(2) 小中一貫教育推進事業 .....	7
(3) 小中連携を進める教職員加配や兼務による取組み .....	7
(4) 高学年教科担任制 .....	8
(5) 通学区域の変更（分割校解消・学校規模の適正化） .....	8
(6) 庄内地域における「魅力ある学校」づくり計画の推進.....	8
4. 小中一貫教育に向けた現状について.....	9
(1) 分割校がある関係校において共通の「教育目標」に向けた教育環境の構築の難しさ .....	9
(2) 学校運営の違い .....	9
5. 小中一貫教育を推進するための学校形態について.....	9
(1) 義務教育学校（施設一体型・施設分離型）、小中一貫型小中学校 .....	9
(2) 学校規模について .....	10

(3) 通学距離について .....	11
(4) 学年の区切りについて .....	11
6. 小中一貫教育を推進するための学校について .....	12
(1) 関係小中学校で教育目標の共有 .....	12
(2) 小・中学校教職員の連携による9年間を系統立てた教育活動.....	12
(3) 小・中学校職員が連携できる仕組みづくり .....	12
(4) 9年間を見通した学習ルールづくり .....	13
7. 小中一貫教育を推進するための地域との連携 .....	13
(1) 学校形態に応じた学校運営協議会の設置.....	13

参考資料

## 1. はじめに

豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、これまで小学校と中学校の接続を円滑にし、生活面や学習面のさまざまな不安や課題を解消するため、可能な範囲において小中が連携し「教育目標」を共有し、共通の研究テーマを前提に合同研修や実践交流の推進に取り組んできました。

また、令和3年(2021年)3月に「豊かな夢を子どもたちに ともに描く学びと創造のまち とよなか ～大きな夢を抱いて ほがらかに生きよう～」を基本理念とした『第2期 豊中市教育振興計画』（以下「教育振興計画」という。）を策定しました。教育振興計画では、子どもから大人までのつながりを大切にしながら、豊中の市民・子どもたちが、夢や希望を持って力強く生き、社会の担い手として自立した存在となり、揺らぐことのない力を身につけていけるように、「夢や希望を持ち、変動する社会情勢や国際社会の中で、たくましく未来を切り拓く人」、「とよなかへの愛着と誇りを持ち、生涯にわたり健康を保ちながら学び続ける人」、「生命と人権を尊重し、多様性を認め合いながら、社会を共に支えあえる人」を主な目標像とした人づくりをめざしていきます。学校教育については、ソフト・ハードの両面から子どもたちの学びを高める環境づくりを進め、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を充実させるために、分割校の解消と学校規模の適正化を進めることを示しています。

今後は、より良い学校運営が可能な学校規模及び通学区域の見直しを進め、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育活動を進めていきます。そのための基本的な考え方を示す「小中一貫教育の推進に向けた基本的な考え方」を策定しました。なお、この考え方は、社会情勢の変化や取組みの進捗状況をふまえ概ね10年以内を目途に見直しを行っていきます。

## 2. 小中一貫教育の意義・目的

### (1) 国の動向

小中一貫教育の国の動向として、中央教育審議会の答申をふまえ、平成18年(2006年)の教育基本法改正により義務教育の目的が定められ、続く平成19年(2007年)の学校教育法改正により小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設されました。

平成20年(2008年)の学習指導要領の改訂は、21世紀の知識基盤社会やグローバル化を見据え「生きる力」(確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた力)の育成をより重視して行われました。特に「確かな学力」をめぐるっては、知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスに着目して、教科によっては標準授業時数を実質的に1割程度増加させ、教育内容を量・質とも充実が図られています。

また、平成27年(2015年)の学校教育法の改正等により小中一貫小中学校に加え、一人の校長のもと一つの組織で小中学校の運営を行うことができる義務教育学校という新たな学校種が創設されました。

さらに、令和3年(2021年)中央教育審議会の「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」では、9年間を見通した新時代の義務教育のあり方について、各地域において小中一貫教育の取組みが進展しつつあるなか、新学習指導要領の着実な実施により義務教育の目的・目標を達成する観点から、小学校6年間、中学校3年間と分断するのではなく、9年間を通した教育課程、指導体制、教師の養成等のあり方について一体的に検討を進める必要や児童生徒が多様化し、学校がさまざまな課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さないということを徹底する必要がある、このため一人一人の能力、適性等に応じ、その意欲を高め、やりたいことを深められる教育を実現するとともに、学校が安全・安心な居場所として保証し、さまざまな事情を抱える多様な児童生徒が、実態として学校教育の外に置かれてしまわないように取り組むことが、必要であると示されています。

### (2) 小中一貫教育の教育的意義

#### ①「中1ギャップ」への効果的な対応、中学校段階への円滑な接続

小学校から中学校への進学時に、新しい環境での学習や生活へ移行することによって、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等(いわゆる「中1ギャップ」)に直面し、小学校から中学校への接続を円滑化する必要性があります。特に、児童生徒の発達が早まっていることをふまえ、小学校高学年から中学校入学後までの期間に着目し、当該期間に重点的な取組みを行うことが重要です。

#### ②学びの連続

義務教育9年間を見通し、小・中学校間で連携・情報共有を行う中で、小学校教員は自らが指導する内容が、中学校における学習にどのようにつながっていくのかを理解しながら指導し、中学校教員は小学校における学習の程度を把握した上で各分野の指導を行うことが重要です。

そのうえで、学びの系統性・連続性を重視するということは、学習内容をつなぎ、指導方法をつなぎ、評価方法をつなぐこととなります。小・中学校教職員が相互にかかわり、9年間を見通しながら学年間のつながりを理解し、意識することで子どもたちの学びに系統性・連続性が生まれ、学力や体力の向上に効果をもたらすことが期待されます。

これらの取組みによる評価のあり方については、テストの点数だけでなく、ものごとをやり抜

く力など子どもたちの内面にも目を向けた多様な評価項目を用い検証しながら進めていくことが重要です。

### (3) 小中一貫教育の目的

#### ①義務教育9年間を通じた教育課程の編成

子どもの発達段階や学習の系統性という観点で9年間を見通したカリキュラムの編成を行い、教科や領域等における重点目標とする育てたい力・授業の改善をふまえた全体計画・系統表・年間指導計画を作成し、9年間の全体計画のもと各学年の指導目標や指導内容の系統性を理解することで、系統性のある学習指導を行うことができます。

#### ②系統性・連続性に配慮した特色ある教育活動

各中学校における特色ある教育活動を、小中一貫教育推進の柱とすることで、小・中学校教職員の一体化だけでなく、地域と学校との協働関係の核とすることができます。

#### ③学校段階間の連携強化

小・中学校教職員が相互に子どもの状況を把握し、情報を共有するなど子どもの発達について理解した上で、一人一人の子どもに応じた効果的な指導を行えるよう、今まで以上に小・中学校が連携を密にした取組みができます。

## 3. 豊中市でのこれまでの小中一貫教育の取組み

### (1) 学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針の策定

本市の小・中学校において、児童生徒数の増加に伴い教室不足が懸念される学校がある一方、児童生徒数が減少しクラス替えができずに人間関係が固定化する学校があるなど、学校区によっては、学校規模と児童生徒数とのギャップが広がっており、学校や地域にさまざまな課題が生じています。また、1つの小学校から2つの中学校に分かれて進学するなどの分割校が多いこと、調整区域があるといった複雑な通学区域となっている現状から、これらの課題解消を図り、教育環境の整備、充実を進めるため平成26年(2014年)4月に「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本的な方針」を策定しています。

### (2) 小中一貫教育推進事業

全中学校区において、小・中学校が情報交換を行い、小・中学校の円滑な接続を図り、各中学校区での推進課題の設定により9年間を見通した教育活動に取り組むことを目的に、各中学校区の児童生徒や地域の実態に応じた取組みを推進しています。一方で、推進課題の共有やそのための時間設定の難しさや中学校区によって、取組みの状況には大きな差が生じているなどの課題があります。

### (3) 小中連携を進める教職員加配や兼務による取組み

確かな学力の定着を目的とし、大阪府の加配制度を活用し、庄内地区の「魅力ある学校」づくりの対象校において、中学校教員が校区の小学校に指導に行くなど対象校を兼務する教員を加配することで、小・中学校教職員が連携して、義務教育9年間を見通した長期的な視点にたった、きめ細やかな指導を行うなど、新たな小中連携に取り組んでいます。一方で、限られた人数(時間数)であり、全学年・全時間での実施はきわめて難しい現状にあります。



#### (4) 高学年教科担任制

小学校教育における学習指導や生活指導を充実させ、小中学校間の円滑な接続を図ることにより、中1ギャップへの対応を進めるとともに、義務教育9年間を見据えた効果的な学習指導環境の構築をめざしています。

理科、体育、外国語等の専門性の高い教科等での交換授業を実施することで、教科の専門性が高まるとともに、学級担任を中心に多くの教職員が子どもたちに関わることで、児童一人一人に応じたきめ細やかな学習指導や児童理解による心の安定につながっています。

#### (5) 通学区域の変更（分割校解消・学校規模の適正化）

平成29年（2017年）に東泉丘小学校の過大化と分割校の解消のため、次の表のとおり通学区域の変更を行っています。

時期	住所	変更前	変更後
平成29年(2017年)4月1日	新千里南町3丁目	東泉丘小学校	南丘小学校
平成31年(2019年)4月1日	新千里南町3丁目	第十五中学校	第九中学校
平成31年(2019年)4月1日	東泉丘2丁目	第十五中学校	第十七中学校

#### (6) 庄内地域における「魅力ある学校」づくり計画の推進

庄内地域の小・中学校では、小規模校化が進行し、人間関係の固定化や教育活動の制約などの課題が深刻化しています。また、家庭事情を背景とした生活・学習課題に直面している子どもたちが存在しています。

こうした課題を解消するためには、多様な出会いの中で、さまざまなものの見方や考え方、価値観に触れることができるように、一定の学校規模を確保するとともに、義務教育9年間の学びを意識した指導や教育活動の工夫などに取組み、教育内容の充実を図ることが重要です。

魅力ある学校づくり計画では、庄内地域の実情に応じた教育効果が最大限得られる方策として、庄内地域の小学校6校（庄内小学校、庄内南小学校、庄内西小学校、野田小学校、島田小学校、千成小学校）、中学校3校（第六中学校、第七中学校、第十中学校）では、児童生徒数の減少から学校を再編し、施設一体型義務教育学校2校を新たに設置することとしました。そのことで、庄内地域が抱える分割校・調整区域の課題が解消されます。

庄内地域の子どもたちをどのように育み、どのような力を身につけさせるか、「めざす子ども像」や「教育方針」などの教育目標を全ての教職員が共有し、義務教育9年間を見通した教育課程に基づき、系統的で一貫性のある教育をめざすこととしています。

この新たな学校では、施設一体型義務教育学校となることで、教職員は小・中学校の校種を意識せずに連携・協力が一層行いやすくなるとともに、9年間を見通した独自教科の設定や庄内地域の実情に応じた、特色ある教育活動、幅広い年齢の児童生徒が異学年交流などを行いやすい環境が整います。また、これまで各小・中学校に配置されていた加配教員や派遣されていたスクールカウンセラー等の人材等を施設一体型義務教育学校に集中して配置、または派遣することができ、多様な教職員等が児童生徒に関わる体制が構築できます。

#### 4. 小中一貫教育に向けた現状について

##### (1) 分割校がある関係校において共通の「教育目標」に向けた教育環境の構築の難しさ

1つの小学校から2つの中学校に分かれて進学する分割校が10小学校（令和3年（2021年）11月現在）あることにより、学校生活や学校運営面などにおいて、中学校の通学区域を単位とした小中一貫した教育コミュニティの形成が難しくなっています。

##### (2) 学校運営の違い

小学校は全教科を指導する学級担任制を主体とした学校運営に対し、中学校は特定の教科を指導する教科担任制を主体とした学校運営の違いがあります。また、小・中学校では、対象とする児童生徒の発達段階が異なることから、学習指導、生徒指導の方法が異なるといったこともあり、小・中学校の教職員の職務性質は自ずと異なってきます。

#### 5. 小中一貫教育を推進するための学校形態について

##### (1) 義務教育学校（施設一体型・施設分離型）、小中一貫型小中学校

今後、本市の小中一貫教育では、分割校の課題を解消し、新たな学校形態として、義務教育学校と小中一貫型小・中学校の2つの形態に分類していきます。いずれも小中一貫教育の推進を目的としており、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施します。

現行の小・中学校を義務教育学校・小中一貫型小中学校としていくためには、段階的導入となることから、移行までの間も小中一貫教育を推進するための取組みを行います。義務教育学校・小中一貫型小中学校の導入は、各学校区の実態・実情に応じた適正な学校規模やその形態、導入時期などを総合的に検討します。

##### ①義務教育学校

- ・就業年限9年
- ・履修は前期課程6年・後期課程3年だが、学年の区切りは、「6・3」ととられない、「4・5」、「4・3・2」などの学年区切りが可能
- ・校長は1人
- ・独自教科の設定が可能

##### —特徴—

一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校。

##### (i) 施設一体型義務教育学校

- ・小学校と中学校を一体的な施設として整備



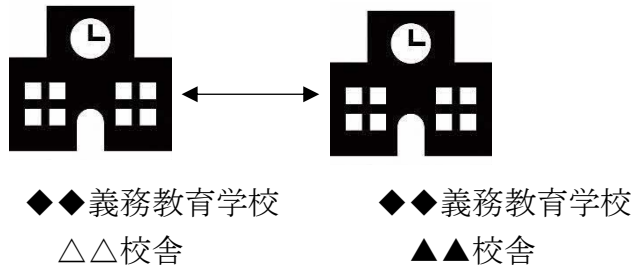
◇◇義務教育学校

—特徴—

同一の学校施設内に前期課程と後期課程の教員がいるため、教員間での連携や前期課程の一部の教科で教科担任制を導入しやすく、前期課程から後期課程への段階的な教育カリキュラムを構築しやすいです。ただし、一定の学校施設が必要です。

(ii) 施設分離型義務教育学校

- ・複数の敷地、位置で施設整備

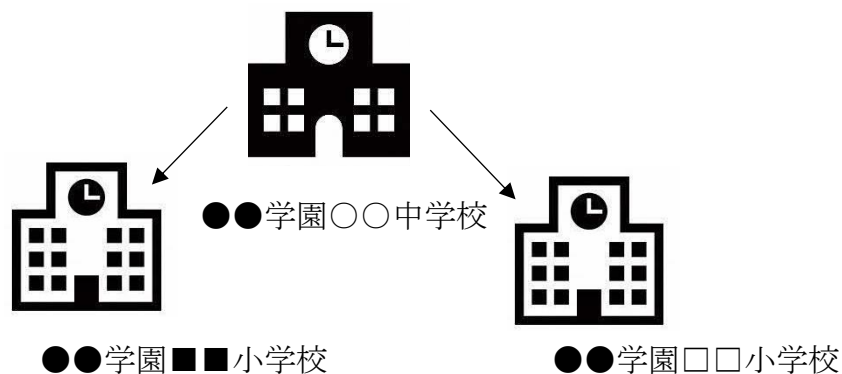


—特徴—

学校施設が複数あるため、児童生徒の成長段階に応じた学校施設利用がしやすいです。

②小中一貫型小中学校

- ・就業年限は小学校・中学校と同じ
- ・校長は各学校に1人
- ・関係校を一体的にマネジメントする組織設置
- ・学校間の総合調整をする校長を定め、必要な権限を教育委員会が委任
- ・グループ内小中学校での学校管理職兼務（お互いの校長を兼ねる等）、教職員の兼務



—特徴—

これまでの小学校と中学校と原則、同じ学校運営形態だが、通学区域において分割校を解消したうえで、小学校と中学校とで連携し一貫性のある教育環境を実現するため、学校間で連携協議するための組織設置、教員配置を行うなど仕組みを構築し共通の教育目標を掲げ、9年間の総合的な学習環境を提供します。一体性を記すものとして●●学園○○中学校など学校名称の変更を行います。

(2) 学校規模について

学校教育法施行規則や義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において、適正規模

は、小・中学校とも概ね12学級から18学級とされています。

また、本市学校教育審議会の平成15年（2003年）の「教育的視点からみた学校の適正規模」で、中学校においては、教科指導や部活動など、教育活動を充実させるためには、一定の規模を上回っても下回っても課題があるといえます。小規模校においては、教員定数が少なく、教科担任が1名という教科も複数できることから、複数教員による指導方法の工夫に限界があり、教育活動の充実や活性化に課題があります。また、大規模になりすぎると、少人数指導や部活動のための教室などの活動場所を確保することや機能的な運営・計画に支障が生じるといえるため、本市においては12～24学級程度の標準的な規模が望ましく、11学級以下や25学級以上の学校については、何らかの改善・工夫が必要であるとの答申を受けています。

現在も、少子高齢化を背景に児童生徒数の減少が、進み過小化している小・中学校があります。一方で、一時期に大規模集合住宅の開発や再整備による児童生徒数の増加による教室の不足などが、生じている小・中学校もあり、12学級に満たない小規模な学校と18学級を大幅に上回る大規模な学校が混在しています。また、学校教育を充実したものとするためには、学級数に見合った普通教室だけではなく、児童生徒数に応じて、特別教室や少人数指導の部屋、その他多目的教室等を確保する必要があることから、小・中学校ともに12～24学級程度を標準的な規模としつつ、施設規模に見合った学級数を地域の実情をふまえて設定していきます。

### （3）通学距離について

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令において、通学距離は、小学校で概ね4キロメートル以内、中学校で概ね6キロメートル以内であることが適正とされています。しかし、小学校の低学年で歩行時間に換算した場合約2時間となり、本市の都市環境下において安全性などに課題があります。平成30年（2018年）21世紀出生時縦断調査では、徒歩のみで通学時間15分未満が約43%、30分未満約85%となっており、通学時間が最大で概ね30分を目途に通学距離について検討します。ただし、地域の実情をふまえると30分以上となる通学区域も想定されるため、手段を検討する必要があります。

### （4）学年の区切りについて

小・中学校の教職員が、9年間を見通しながら指導や支援を進めるうえにおいて、児童生徒の発達段階に応じて学習指導上や生徒指導上の重点を明確化することは、発達段階に応じた教育活動の工夫や充実を促すものであり、効果をもたらすことが期待できると考えられることから、小中一貫教育を進める際には、児童生徒への指導上・支援上における学年段階の区切りを設けて、児童生徒の発達段階に応じた学習指導上や生徒指導上の重点を小・中学校の教職員が共有することが重要です。

その際には、小学校6年・中学校3年の「6・3」だけでなく、「4・3・2」、「4・5」など、学校施設の規模や小学校から地域の中学校への進学率など地域の実情や他校からの転入や他校への転出（転校）などに配慮しながら9年間を見通した学年区切りを設定します。

## 小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員が、教育目標を共有するとともに、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育

### 義務教育学校

(施設一体型・施設分離型)

一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校

### 小中一貫型小中学校

組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態で、それぞれに校長、教職員組織を有する学校

## 6. 小中一貫教育を推進するための学校について

### (1) 関係小中学校で教育目標の共有

義務教育学校や小中一貫型小中学校で教育目標を共有し、「義務教育段階を終える段階で身に付けておくべき力は何か」という観点をすべての教職員で持ち、9年間一貫した教育活動を実現していきます。重点テーマとして、コミュニケーション力の育成、主体性、思考力、表現力、協調性、調整力、創造力などを掲げ、「未来を生きる子どもたちに必要な力を育む教育」をめざし、必要があれば独自カリキュラムの導入について検討します。

### (2) 小・中学校教職員の連携による9年間を系統立てた教育活動

小学校教員は全教科を指導する学級担任制を主体とした学校運営であるのに対し、中学校教員は特定の教科を指導する教科担任制を主体とした学校運営であるなど、同じ義務教育でもさまざまな違いがあります。小中一貫教育を推進するには、市内で小中一貫教育を精力的に推進している学校の好事例や他市の先進事例について現地視察等を行いながら調査、研究、情報共有し、小・中学校教職員間の違いを教職員同士が認めた上で、小学校教員は自らが指導する内容が、中学校における学習にどのようにつながっていくかを理解しながら指導し、中学校教員は、小学校における学習の程度を把握した上で各分野の指導をするなど互いに学び合い、小・中学校教員が、互いの学校の教育課程を理解することで、9年間を系統立てた教育活動を実施します。

### (3) 小・中学校教職員が連携できる仕組みづくり

小・中学校教職員間の違いや互いの教育活動を学び合うために、学校種別に関わらず、教職員間が交流できる仕組みをつくり出します。例えば以下のような体制が考えられます。

- ・教育目標とグランドデザインの共有化
- ・校務分掌の共有化
- ・総合調整を担当する学校管理職、教職員やその他のスタッフの配置
- ・教職員の兼務発令
- ・関係校間での年間行事予定調整 など

#### (4) 9年間を見通した学習ルールづくり

小学校と中学校の学習ルールをお互いに共有することは、小学校教員にとっては中学校での学習をイメージすること、中学校教員にとっては、小学校でどのように学び、今の子どもたちの姿があるのかを知るための一つの方法となります。児童生徒が主体的に学びに向かう力の育成や、授業規律の確保といった生徒指導的な側面などから、義務教育9年間全体での学習のルールづくりを行います。

### 7. 小中一貫教育を推進するための地域との連携

#### (1) 学校形態に応じた学校運営協議会の設置

本市では、令和3年(2021年)に「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を試行的に運用開始し、今後、全小・中学校へと展開していきます。

現在も学校評議員会を設置し、評議員の意見を学校運営に反映してきましたが、学校運営協議会は学校運営に関する基本的な方針の承認など、より深く学校の運営及び当該運営に必要な支援等についての協議を行うものです。

地域や外部人材と連携できることは、自分が役に立つ存在であること、地域に助けてくれる人がいることなどを知ることが、子どもたちの将来に繋がるとも重要なことです。この学校運営協議会で各地域の意見や実情をふまえながら議論・検討することが必要です。

今後、小中一貫教育の推進にあたり、義務教育学校や小中一貫型小中学校の学校形態ごとに適したコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組みづくりを行います。

## 參考資料

## 学校教育審議会における各委員からの意見

大項目		意見
1	はじめに	変化の激しい予想困難な時代であることから、策定した基本的な考え方においても柔軟に都度見直ししながら取り組む必要がある。 また、時代背景や校区の実情を踏まえて検討することが重要である。
1	はじめに	地域課題・人口課題等過去から抱えてきた課題や、時代によつてのニーズの違いもある。全てを即 100%達成することは難しいが、計画を推進しながら出来る事を着実に進めるべきである。
2	小中一貫教育の意義・目的	小中一貫教育の評価については、単年度・短期的な評価や学力（テストの点数）のみならず、多様な評価項目を検討する必要がある。
2	小中一貫教育の意義・目的	OECD Education2030 では数値で測ることができない力（やり抜く力など）も重要であるとされており、そのような力をどのように育むかを検討していくべきである。
2	小中一貫教育の意義・目的	どのような子どもを育てたいかのビジョンを豊中市として示すとともに、各校でもそのビジョンを実現するための取組みを検討していくことが重要となる。
4	小中一貫教育に向けた現状について	小中一貫教育を進める上で、分割校の解消は豊中市として長年抱えてきた大きな問題である。
4	小中一貫教育に向けた現状について	分割校解消のための校区変更にあたっては保護者や地域に丁寧に説明をして進める必要がある。
4	小中一貫教育に向けた現状について	小中一貫教育の基本的な考え方にに基づき、今後どのように進めていくのか具体的なロードマップを示す必要がある。
4	小中一貫教育に向けた現状について	分割校の解消においては、小学校区を中心に地域活動が行われてきた歴史があるため、改編は中学校区を基本とすることが現実的である。
4	小中一貫教育に向けた現状について	既存の地域活動との関係性を十分に考慮して計画を推進する必要がある。
4	小中一貫教育に向けた現状について	これまでの小学校と中学校の学校運営の違いや、小学校の教科担任制をどのように考えるか整理する必要がある。
5	小中一貫教育を推進するための学校形態について	中長期的な計画を作成する際には、将来の児童・生徒数推計を踏まえて、検討を進める必要がある。
5	小中一貫教育を推進するための学校形態について	小中一貫教育を進めていくうえで、児童・生徒や保護者、地域にメリットを伝えていく必要がある。
5	小中一貫教育を推進するための学校形態について	小中一貫教育を進める上では、豊中市のビジョンを踏まえながらも、各校の特色を生かした独自教科などの検討が重要である。



5	小中一貫教育を推進するための学校形態について	学校規模については、学校運営に支障のないように検討する必要がある。
5	小中一貫教育を推進するための学校形態について	学級数は豊中市が考える 12-24 学級を基本とすべき。
5	小中一貫教育を推進するための学校形態について	学年区切りが多様になっても、転入・転校生に支障を生じないようにする必要がある。
5	小中一貫教育を推進するための学校形態について	施設一体型の義務教育学校や学年区切りを変更する場合は、児童・生徒にこれまで以上の良さをあたえられるように制度設計等をする必要がある。
6	小中一貫教育を推進するための学校について	小中一貫教育を進める上では、小中が連携できる制度や仕組みを構築する必要がある。
6	小中一貫教育を推進するための学校について	小学校と中学校の教員では、授業の持ち方等に違いがある。 ICT の活用・教職員間での連携や授業交換等が重要。また、既に市内で小中一貫教育を精力的に取り組んでいる学校の好事例や、他市の先進事例について、現地視察等も行いながら実態を把握し、取り組む必要がある。
6	小中一貫教育を推進するための学校について	義務教育学校は単一の小学校・中学校に比べて負担が大きいいためサポート体制が必要である。
6	小中一貫教育を推進するための学校について	小中一貫教育の推進に向けて、以下のような体制が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合調整を担当する校長の早期指名。</li> <li>・ 相互乗り入れ授業を実施するための教職員の兼務発令。</li> <li>・ 特に施設分離型においては、小小、小中間の総合的な調整を担うためのコーディネータ（学校管理職経験者等）を市費により配置。</li> <li>・ 計画的な乗り入れ授業の実施のために中学校へ非常勤講師を配置。</li> <li>・ 関係校全体での年間行事予定表の作成、合同研修、相互の授業参観の実施</li> <li>・ 関係校管理職およびコーディネータによる小中一貫教育推進委員会（仮）を定期開催。</li> <li>・ 関係校の教職員が集う小中一貫教育推進会議（仮）を年間数回開催し、めざす子ども像の議論や実現状況の評価、乗り入れ授業や児童生徒の交流会の打合せ、合同研修会の実施など、教職員が話し合う場を計画的に設定。</li> </ul>
7	小中一貫教育を推進するための地域との連携	学校運営や独自教科の検討に際しては、学校内だけでなく地域や外部人材と連携することが重要である。 学校生活において、児童・生徒が社会で自分が役に立つ存在であることや、地域に助けてくれる大人がいることを学ぶことが必要である。

7	小中一貫教育を推進するための地域との連携	学校運営協議会を活用し各地域の意見や実情を見ながら双方向で検討することが重要である。
7	小中一貫教育を推進するための地域との連携	地域との関係性を構築する中で校長・教頭の負担・責任が大きい。サポートが必要である。